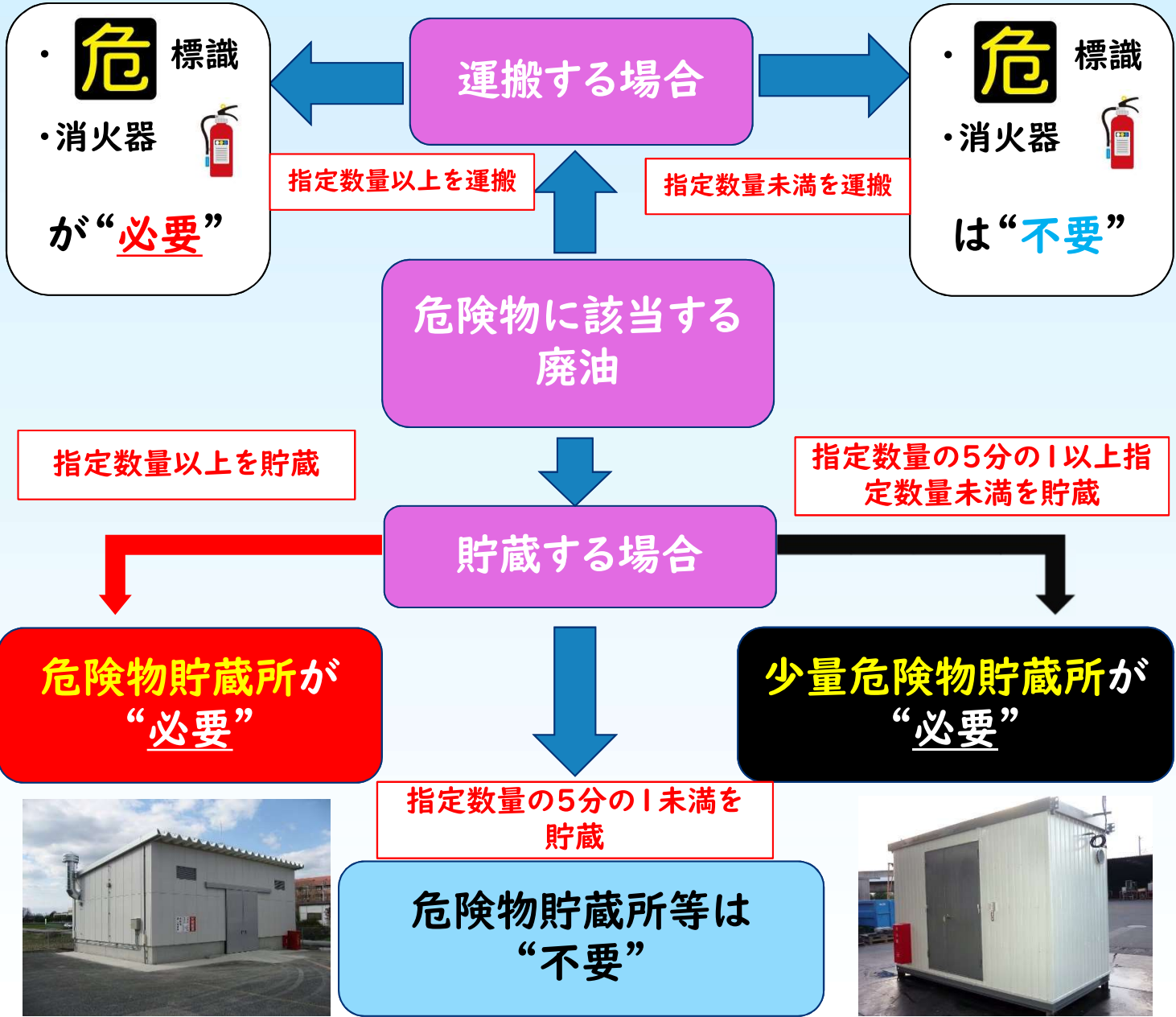




～産業廃棄物処理事業者の皆様へ～
『廃油』は“危険物”です



産業廃棄物の「廃油」の中には、消防法令で定める“危険物”に該当するものがあります。
“危険物”の貯蔵、取扱い又は運搬について厳しい規制を受けます。
安全を確保するためにも、“危険物”は消防法令を遵守して取り扱うようにお願いします。



消防法令で定める危険物には、その性質や危険性に応じて“**指定数量**”が定められています。

廃油に関する“**指定数量**”は、下の表のとおりです。

なお、“**指定可燃物**”については、火災予防条例に基づき規制されています。


類別	品名	性質	指定数量
第4類 危険物 (引火性液体)	特殊引火物		50L
	第1石油類	非水溶性	200L
		水溶性	400L
	アルコール類		400L
	第2石油類	非水溶性	1,000L
		水溶性	2,000L
	第3石油類	非水溶性	2,000L
		水溶性	4,000L
第4石油類		6,000L	
	動植物油類		10,000L
指定 可燃物	可燃性液体類		2m ³

次の場合は、消防局予防課に相談して下さい。

- ・ 指定数量を超える危険物を貯蔵又は取り扱う場合
- ・ 危険物貯蔵所等の指定数量の倍数を変更する場合
- ・ 危険物貯蔵所等に関する設備等を変更する場合
- ・ 数量を超える指定可燃物を貯蔵又は取り扱う場合



不明な点があれば、消防局 予防課 危険物担当へ相談して下さい。

 06-6481-3965 (予防課 危険物担当) 